

本書は、以下の点で、ほかの子ども家庭福祉のテキストとは一風変わったものとなっている。まず、可能な限り、当事者である子ども家庭の視点に寄り添い、すべての子どもたちを視野に入れて取り組んだ。そして、制度や法律だけでなく、子ども家庭福祉の原点を考えられるもの、国家試験受験対策に偏らないものをめざした。

さらに、特徴として、以下の3つの力を大切にしており、読者にはぜひその力の獲得を期待したい。

第1に、実践的であることを念頭においている。さまざまな視点が必要とされる子ども家庭福祉に携わる者が、実践に活かせるように、各章の構成も統一的ではなく、内容に応じて柔軟に読みやすく工夫している。筆者の立場は違って、それぞれが大切にしている実践から導きだされた中核的な視点や内容に重きをおいている。

第2に、多角的な視点の獲得、そして協働できる力を重視している。その表れの1つに、著者の構成がある。フィールドを同じくして活動しているが、違った専門性・視点をもった著者で執筆している。本書で強調している「コラボレーション」をまさにここにも実現している。子ども家庭福祉に携わる人や、興味をもつ人・学生にとっては、1つの見方にこだわらず、まず幅のある子ども理解の視点と、柔軟で俯瞰的な視点をもつことが非常に重要である。

最後に、未来を見越して考える視点を意識している。社会福祉の領域はどうしても目の前の大きな課題に追われがちである。し

かし、子ども家庭福祉領域の将来を見据えて、ビジョンをもつこと、支援にあたってライフステージを見越した支援ができること、そのような力が育成されることを期待したい。

子ども家庭福祉の領域は、どこの現場をとってみても多くの職種が関わっている。ソーシャルワーカーのみならず、保育、保健、心理、教育、医療の専門家、また主任児童委員や児童委員、NPOの活動家、学校に入っているボランティアなども含む地域支援者などが関わっている。これらの多くの人たちが、子ども、家族に直接ケアを行っている。しかし、この実態に対して、行政側の区分では文部科学省、厚生労働省、内閣府と統括部署が分けられており、そのために現状では、実践レベルにおいて困難も生じている。将来的には子どもに関わる支援すべてを包含するような仕組みを形成していくことが重要であろう。本書を手にした若者がいずれその一翼を担っていくことを期待したい。そのための第一歩として、本書には、子ども家庭支援に関するさまざまな専門性をもつ誰もがまずは共通認識として把握すべき内容を盛り込んだ。

最後に、本書は初学者の方、実践家の方をおおまかな読者と想定している。社会福祉を学ぶ学生のみならず、教育、心理の分野の方々にも社会福祉を知ってもらい、協働することを考えるきっかけとしていただくことも視野に入れている。まずは知り、本書にとどまらず、さらに法律や厚生労働省のウェブサイトなどを調べることによって、ぜひ子ども家庭福祉の世界への理解を深めていただきたい。

2015年3月

山野則子

※山野 則子（やまの のりこ） 序章、第2章（共同執筆）、  
9章～12章、終章

大阪府立大学地域保健学域教育福祉学類教授

主著：『エビデンスに基づく効果的なスクールソーシャルワーク  
——現場で使える教育行政との協働プログラム』（編著）明石書  
店、2015年、『よくわかるスクールソーシャルワーク』（共編）ミ  
ネルヴァ書房、2012年、『子ども虐待を防ぐ市町村ネットワーク  
とソーシャルワーク——グラウンデッド・セオリー・アプローチ  
によるマネジメント実践理論の構築』（単著）明石書店、2009  
年。

※武田 信子（たけだ のぶこ） 第2章（共同執筆）、3章～8章  
武蔵大学人文学部教授

主著：『ダイレクト・ソーシャルワークハンドブック——対人支援  
の理論と技術』（監訳）明石書店、2015年、『育つ・つながる子育  
て支援——具体的な技術・態度を身につける32のリスト』（分担  
執筆）チャイルド本社、2009年、『社会で子どもを育てる——子  
育て支援都市トロントの発想』（単著）平凡社、2002年。

有村 大士（ありむら たいし） 第1章、2章（共同執筆）  
日本社会事業大学社会福祉学部准教授

主著：『一時保護所の子どもと支援』（分担執筆）明石書店、2009年、  
『子ども虐待（新版）』（分担執筆）有斐閣、2008年、『ファミリ  
ー・グループ・カンファレンス——子ども家庭ソーシャルワーク  
実践の新たなモデル』（共訳）有斐閣、2005年。

## 序章 「当たり前の生活」と子ども家庭福祉 Ⅰ

広い視野と知りたいという気持ちをもとう

あなたにとって福祉って何だろう 2 当たり前に思っている生活——本当に保障されているだろうか 3 子どもの世界にどんな問題が起きているのだろうか 5 どうすればいいのか——環境の重要性 6 子ども家庭福祉の対象の枠組みと援助 7 個別的にも制度的にもつくっていく仕事は社会福祉 10

### ● 第Ⅰ部 子ども家庭福祉の原点 ●

## 第Ⅰ章 子ども家庭福祉の理念と価値 Ⅱ

- 1 「子ども」とは……………16  
「子ども」の概念が成立する以前 16 子ども期を保障する意義 17 法律における子ども 17
- 2 子ども家庭福祉の社会的意義……………19  
家庭の規模の縮小と支援の必要性 21 支援（社会的関与）の必要性 23
- 3 子ども家庭福祉における重要概念……………24  
「権利行使の主体としての子ども」と「子どもの最善の利益」 24 子ども家庭福祉における well-being とアドボカシー 26 安全とパーマネンシー 28 ライフステージの重要性 28 エコシステム 31 ストレngths視点 31 文化的多様性の尊重と当事者主体 32

## 第2章 子ども家庭福祉の成り立ち

35

保護の対象から権利の主体へ

### 1 子どもの社会的発見と子どもの権利条約 ……………36

子どもの発見と権利 36 国際社会における「子どもの権利」の検討 38 国連子どもの権利条約 38

### 2 日本の動き ……………39

#### ● 児童保護から子ども家庭福祉の成立まで

第二次世界大戦以前の取り組み（～1940） 40 終戦の混乱期における児童保護（1945～） 42 児童福祉 43  
児童家庭福祉 44 子ども家庭福祉 46

### 3 子ども家庭福祉の領域 ……………47

少子化対策・次世代育成支援 47 子ども虐待 48 ひとり親家庭 51 ドメスティック・バイオレンス（DV）  
53 非行・いじめ——表面化したさまざまな子どもの問題の動向と政策 55 子ども家庭福祉の主な法体系と施設  
59

### 4 これからの課題 ……………59

子どもの権利を基盤とした子ども家庭福祉への転換 59  
当事者参画 61 国と自治体、地域の役割分担 62

## ● 第II部 ライフステージと子ども家庭福祉 ●

## 第3章 胎児期

67

街中が生まれておいでと待っている

はじめに 68 胎児のいる家庭に対して 69

### 1 胎児の発達と家庭の変化 ……………69

2	胎児のいる家庭と親の発達	70
3	胎児のいる家庭への支援	72
	法律の果たす役割と機能	72
	予防	73
	支援	75
	ハイリスク家庭への援助	77

## 第4章 乳児期 79

よく来たね。あなたの生まれた社会はすばらしい

はじめに 80 乳児のいる家庭に対して 82

1	乳児の発達と家庭の変化	82
	乳児の愛着形成	82
	科学する乳児	83
	「遊ぶ」こと で「学ぶ」乳児	84
2	乳児のいる家庭と親の発達	84
3	乳児のいる家庭への支援	86
	予防	86
	支援	86
	ハイリスク家庭への援助	88

## 第5章 幼児期 91

新しい命がコミュニティになじんでいく

はじめに 92 幼児のいる家庭に対して 92

1	幼児の発達と家庭の変化	93
	1歳	94
	2歳	95
	3歳	96
	4歳	97
	5歳	97
	6歳	98
2	幼児のいる家庭と親の発達	99
3	幼児のいる家庭への支援	100
	予防	100
	支援	104
	ハイリスク家庭への援助	106

### 社会の宝として見守られて育つ

はじめに 110 学童のいる家庭に対して 111

#### 1 学童の発達と家庭の変化……………112

小学校低学年 112 小学校中学年 113 小学校高学年  
115

#### 2 学童のいる家庭と親の発達……………117

#### 3 学童のいる家庭の支援……………119

予防 119 支援 122 ハイリスク家庭への援助 124

### ティーンエイジャーをコミュニティの力にしよう

#### 1 思春期の子どもの発達と家庭の変化……………131

大人になるプロセス 131 発達の流れ 132 思春期に  
なぜ問題が生じやすいか 134 自己主張期 135 アイ  
デンティティの模索 135 信頼関係の再構築 136 あ  
ふれるエネルギーの行方 137 不安と行動化 137 葛  
藤の意義 138

#### 2 思春期の子どものいる家庭と親の発達……………139

#### 3 思春期の子どものいる家庭への支援……………141

予防 141 支援 142 ハイリスク家庭への援助 147

## 第8章 社会人への移行期

153

市民としての旅立ちを支える

はじめに 154 移行期の子どもがいる家庭に対して 156

1 移行期の子どもの発達と家庭の変化……………157

2 移行期の子どもがいる家庭と親の発達……………158

3 移行期の子どもがいる家庭の支援……………160

予防 160 支援 160 ハイリスク家庭への援助 163

ユースワーカーの必要性 164

### ● 第 III 部 さまざまな課題に予防・対処する子ども家庭福祉 ●

## 第9章 貧 困

169

経済的問題とその二次的問題を防ぐ

1 実 態……………170

定義 170 実態 170

2 その対処, 法律, サービス……………175

国の動きの経緯, 法律 175 サービス, 施設 177

3 課 題……………188

## 第10章 障 害

191

特別な配慮を必要とする子どもの支援

1 実 態……………192

定義 192 実態 194

2	その対処, 法律, サービス	197
	国の動きの経緯, 法律	197
	サービスの流れ	200
3	課 題	206

## 第 11 章 非行・情緒障害 209

適切な援助と自立支援のために

1	実 態	210
	定義	210
	実態	210
2	その対処, 法律, サービス	217
	国の動きの経緯, 法律	217
	非行関連——サービス, 施設	218
	情緒障害関連——サービス, 施設	221
3	課 題	222

## 第 12 章 子ども虐待 225

問題を発見し, 介入するために

1	実 態	226
	定義	226
	実態	227
	親の実態	230
	決して一部の問題ではない	232
	子ども虐待の影響	234
2	その対処, 法律, サービス	236
	国の動きの経緯, 法律	236
	サービスの流れ	238
	子ども虐待のケア機関やプログラム	245
3	課 題	246

## 地域で支える・つながる

なぜ、今コラボレーションなのか 250 コラボレーション  
 ——法律や政策 251 コラボレーションの実態例 252  
 子ども家庭福祉に重要なこと 255 最後に——主体性を  
 育む 258

## 索引 259

## Column 一覧

- 
- |                                      |     |
|--------------------------------------|-----|
| ① 「児童」と「子ども」                         | 18  |
| ② 「家族」と「家庭」                          | 20  |
| ③ 「アイデンティティ危機」から考える文化的背景の重要性         | 33  |
| ④ アメリカにおける白亜館会議                      | 39  |
| ⑤ 里親とは                               | 60  |
| ⑥ 最近の母子保健行政について                      | 76  |
| ⑦ ユニバーサルデザイン                         | 81  |
| ⑧ マタニティブルー（産後うつ）                     | 85  |
| ⑨ 病児保育・トワイライトステイ・24時間保育              | 105 |
| ⑩ 子育て支援のNPOとさまざまなプログラムの展開            | 106 |
| ⑪ メディアやゲームの影響                        | 121 |
| ⑫ 国連子どもの権利委員会第3回勧告                   | 123 |
| ⑬ メディア・リテラシー                         | 125 |
| ⑭ 価値観（values）                        | 126 |
| ⑮ 責任がもてる大人になるための教育                   | 134 |
| ⑯ 知的障害を伴わない自閉症スペクトラムのティーンエイジャーを支える高校 | 151 |
| ⑰ 地域若者サポートステーション                     | 186 |
| ⑱ 広汎性発達障害，LD，ADHDとは                  | 193 |
| ⑲ 特別支援教育                             | 216 |
| ⑳ 教育上支障を生じさせる行為                      | 228 |
| ㉑ 臨検・捜索                              | 243 |
-

序 章

「当たり前」の生活」と  
子ども家庭福祉

広い視野と知りたいという気持ちをもとう



放課後の校庭で遊ぶ子どもたち（時事通信フォト提供）

あなたにとって福祉って何だろう

社会福祉というと、高齢者や障がい者の支援や施設、制度が思い浮かぶ人や、自身とはあまり関係がない、と思っている人が非常に多い。しかし、社会福祉の分野には、誰もが経験してきた「子ども」分野がある。子どもを取り巻く、もっとも身近な「家庭」をも対象にしている。これらが子ども家庭福祉領域である。

社会福祉とは、大きくいうと、個人が社会生活していくうえで遭遇する困難を解決あるいは緩和させていく諸活動を指す。つまり、ベースに存在するのは生活の視点であり、ここでいう生活とは、岡村（1983）の説明する「個人が社会生活上の基本的要求（ニーズ）を社会制度を利用することによって充足する過程」であり、「個人と社会制度との間の社会関係によってはじめて成立するもの」である。

生活上のニーズとは、年齢によって違いはあるが、衣食住が保障される、勉強をする、遊ぶ、いきいきと豊かな生活を送ることができる、などさまざまな次元を含むものである。現代社会のなかで、見過ごしがちであるが、そのニーズが満たされているか、満たすために支障が起きていないかなどの観点は重要であろう。

そして、社会福祉援助（ソーシャルワーク）が取り組むべき課題とは、さまざまなところとの社会関係のバランスをとって生活していく、そのバランスを崩したり（社会関係の不調和）、どこかの関係を断念したり（社会関係の欠損）、そのことに弾力をもって対応する制度がなかったり（社会制度の欠陥）、という誰にでも起こりうる可能性のある課題なのである。

当たり前にも思っている生活——本当に保障されているだろうか

社会生活上の基本的要求（ニーズ）は、現代社会の中では満たされていると考えられがちである。本当にそうであろうか。

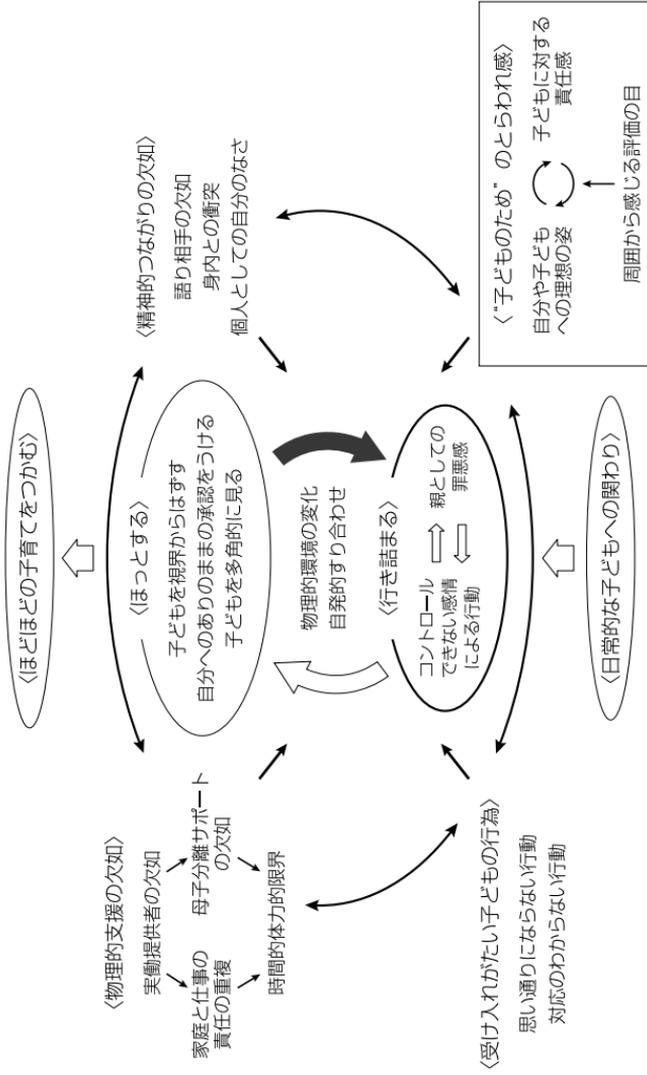
少し、子どもや子どもを取り巻く家庭の実態をみてみよう。

近年、子どもの学力の低下が指摘されているが、ある地域の高校における学力・生活実態調査では、親の享乐的モノの買い与えは子どもの学力にマイナスに作用し、子どもの将来への期待を親子で話し合っていることが学力や進路にプラスに影響していたと分析されている。そして、親の経済状況によって、これらの傾向に明らかに差がみられるとも説明している。学力とは、知識の詰め込みだけでなく、判断力や意欲も含み（志水 2005）、豊かに生きる力である。

ある3歳児をもつ母親が、子どもが要求するゲーム機を購入しなければ、子どもが仲間外れやいじめを受けるのではないかと不安に思うと語る。表面的にみえる現象は子どもへの不必要なモノの買い与えという問題であり、親は批判される対象になっている。しかし真相は買い与えではなく、親の不安であると考えてみると状況が違ってみえてくる。表面的には、物質的ニーズが満たされているようにみえる現象であるが、親の本意ではなく親の不安から、子どもにも豊かな生活をもたらしにくい状況が生まれるといえる。このような問題はさまざまな場面でみられ、一概に「今の親が甘い」と一言で片づけられない。

このように子育てのなかで不安に思う親の実態をもう少しくわしくみてみよう。第12章でくわしくふれるが、ある調査では、子育て不安を感じている乳幼児の親が、20年前の3倍に増え、同年代である子どもをもつ親の3分の1を占めていた（原田・山野ほか 2004）。この傾向は続いている。また、子育てに行き詰ま

図序-1 母親が子育てに行き詰まり、脱出するプロセス



(出所) 赤尾・山野 2012。

りを感じる母親に聞き取り調査を実施したところ、行き詰まりバランスを崩していく過程は、決してまっすぐではなく、バランスを崩したり、気持ちを立て直したり、まきに行ったり来たり状況であった（図序-1）。

さらに、ほかの同年代の親に確認すると、この状況はまさに自身のことであると共感する親が80%を超えていた（山野・田中ほか2013）。しかし、表面的には多くの親がそれほど不安を抱えているとはみえない。

また、生活基盤となる家庭の経済的状況も厳しい実態にある。日本は、OECD加盟国の中で18歳未満の子どものいる家庭の貧困（相対的貧困率→第9章参照）が第1位であった。就学援助制度（生活保護家庭とそれに準ずる家庭に就学に関する経費についての補助を行っている制度）を受けている家庭は、全国平均は15.6%にのぼり、多い地域では30%弱を占める（2012年）。

しかし、こういった認識が社会に十分あるとはいえない。子育て不安、貧困という、特殊な個人の問題ととらえ、どこか自分とは違う世界と認識しているのではないだろうか。これが児童虐待への認識になるとさらに強くなる。

子どもの世界にどんな問題が起きているのだろう

児童虐待の件数は年々増加しており、2013年度の数値は児童虐待の定義が提示された2000年から約4倍になっている。暴力行為の件数も増加傾向が強く、ちょうど児童虐待の件数とほぼ同数が報告されている。少年非行は、低年齢化し、少年法改正が繰り返されてきた。不登校、いじめの件数も同様で増加傾向である。すべて実数ではわかりにくい点もあるが、少子化で子ども全体の数が減っていることを鑑みて、そのなかで占める割合を考慮すると、決して減少してきているとはいきれない。

親の状況としては、24時間対応でサービスを提供する側と消費する側に明らかな境界ができ、保護者は学校などの言いやすいところに無理難題も含めて苦情を訴えるというような現象が生じている（小野田 2006）。他方で、2012年3月厚生労働省により、「児童相談所長または施設長等による監護措置と親権者等との関係に関するガイドライン」が示され、親権者による子どもの権利を「不当に妨げる行為」としてさまざまな行為が例示された（第12章 Column⑩参照）ことの意義は大きい。

親たちはイライラする毎日のなかで、子どもや学校など当たりやすいところに当たっている状態といえよう。そのような状況では、対立構造で相手をとらえる視点となりがちである。本人が自覚しているか否かは別として、それだけ親自身が追いつめられた状況にあるといえよう。親たちの態度には、子どもの乳幼児期から日々親となっていく過程がどのような状況であったのかという影響がみられる。孤立現象から、また周りを過度に気にしながら子育てしてきた実態からは、他者と協働するプロセスや力が備わりにくい。

子ども家庭を支援する専門職は、表面的にみえる問題行動のみに左右されるのではなく、その背景を考え、真のニーズを探る必要がある。

どうすればいいのか  
——環境の重要性

このような社会的影響を受けた親の実態は、子どもたちの育ちに明らかに影響している。さまざまな子どもの問題行動を生んでいる場合も多い。子どもの実態を検討するには、親や子育て環境を無視できない。

先述した20年前との比較調査結果において、育児負担感を軽減する要因は、物理的なサポートがあることと子育て体験がある

ことであった。物理的なサポートは、子どもを少しの間、預かってくれるつながりをもっているか否か、子育て体験は、子どもの世話は自分の子どもが初めてではなく経験があるか否かであった。前者はまさに地域とのつながりや制度の認知があれば可能になる。後者は、次世代育成を視野に入れて、中高生の教育場面に乳幼児との関わりを積極的に導入することで可能になる。いずれも地域との連携は必須である。

また、子育てに行き詰まりを感じている親へのインタビューからは、バランスを崩す影響要因に、今までですでにいわれていた、精神的、物理的サポートや子ども自身のやりにくさ以外に、「子どものため」のとらわれ感という要因がみられた（赤尾・山野2012）。「子どものため」と周りからも常に言われ、自身もそれが重要であると感じて、プレッシャーになっている実態である。

批判を気にし、閉塞した状況のなかで子育てしている親への温かいまなざしと声かけが必要である。そのためには子育てを孤立させない地域づくりが重要といえよう。子ども家庭福祉は、サービスを単に提供するだけではうまくいかない。サービスを拒否する家庭も多く、注意するだけではとらわれ感につながるだけである。そのため支援にあたっての2つのポイントを以下に示す。

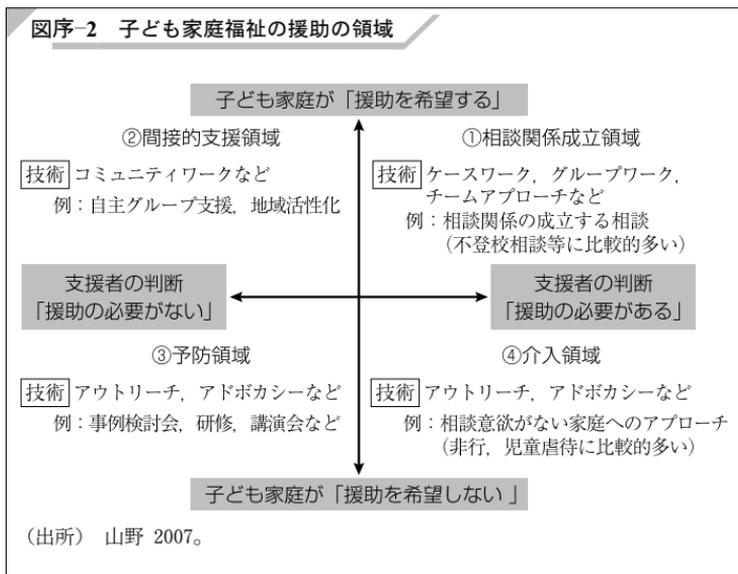
子ども家庭福祉の対象  
の枠組みと援助

2つのポイントを理解しやすいように、子ども家庭福祉の対象のとらえ方を、図序-2に示す。

第1領域は、「支援者の判断では援助の必要がある」「子ども家庭が援助を希望する」であるが、ここでは社会福祉のみならず、医療、心理などの専門職が対応している。直接相談を受け、援助にあたる直接援助の領域である。

第2の「支援者の判断では援助の必要がない」「子ども家庭が

図序-2 子ども家庭福祉の援助の領域



援助を希望する」の領域は、直接の援助ではなく、子育てサークルやさまざまな親の会など自主グループへの間接的支援を行うことによって、地域の子育て家庭を広く巻き込んだ形を、当事者中心だからこそ形成できる可能性がある。地域組織化活動であり、コミュニティワークの領域である。あくまでも当事者主体で、当事者がいきいきと子育てしていけるように、当事者同士の活動が機能しやすいように支援する。地域の子育て支援の重要な役割を担っている領域である。

第3の「支援者の判断では援助の必要がない」「子ども家庭が援助を希望しない」領域では、普段から事例検討会や研修、講演会などを行い参加することによって、支援者が参加者の立場から、自身では問題とっていなかった事例を見直すなど第1・4領域に行く前に対応することになり、結果として予防や発見につなが

る可能性がある。

第4領域が、「支援者の判断では援助の必要がある」しかし、「子ども家庭が援助を希望しない」にあたり、親の子どもへの関心や問題意識が低くサービスを拒否する場合などである。非行少年や虐待を行う保護者に一方的に指導するのではなく、当事者の視点に立つ社会福祉の理念や価値に基づいて、真のニーズを探り対応にあたることが重要であり、社会福祉の専門性の意義が大きいところである。社会福祉の援助技術である、積極的に向いていくアウトリーチや、代弁していくアドボカシー機能が活用されるべき領域である。

子育て家庭に必要なアプローチの2つのポイントに話を戻すと、1つは、第2領域と関連する。当事者主体のコミュニティワークである。今まで示した現象から、今求められているのは、子どもや家庭が自信をもつこと、対処能力をもつこと、つながりをもつことではないだろうか。家庭が主体的に問題を解決していく力をどう支援するか。代替機能として、ないものを補って提供する、指導するだけでは、変化が真のものにならない。支援者中心ではなく、親自身が気づき動き出すようにエンパワーメントしていくことや、地域のつながりを自ら力にしていけるような支援を考えていかなければ、自身が子育てに向かっている内発的な動きになりえない。

もう1つは、第4領域と関連する。ソーシャルワークのプロセスの基本である、調査⇒アセスメント（事前評価：なぜこんなことになっているのか、当事者の視点で真のニーズを探る作業が必要である）⇒プランニング（援助計画の策定：アセスメントから目標設定しプランを考える作業）⇒援助の実行⇒モニタリング（見直し：一定期間援助を実施し援助がどうだったか見直すこと）⇒エバリュエーション

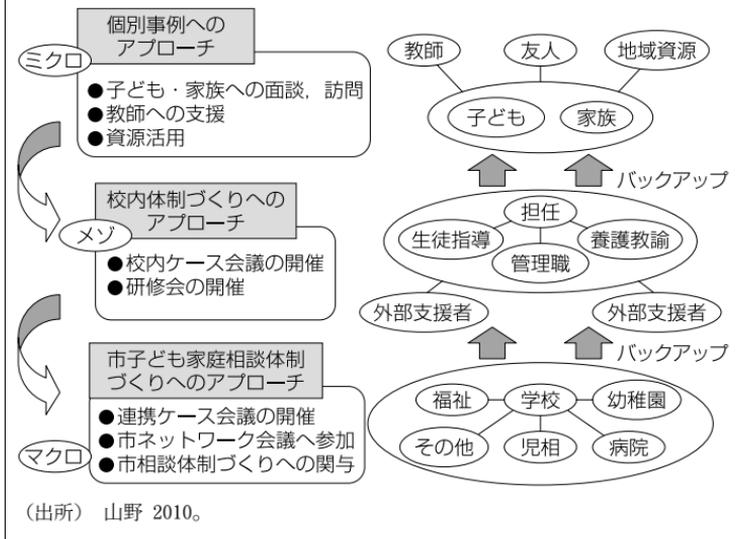
(事後評価) ⇒ 終結を行っていく。特にアセスメントを社会福祉の理念に基づいて、子どもに関するそれぞれの現場で行うことが重要である。

個別的にも制度的にも  
つくっていく仕事が社会福祉

では、そもそも社会福祉の専門職とは何か。国際ソーシャルワーカー連盟によれば、「ソーシャルワーク専門職は、人間の福利（ウェルビーイング）の増進を目指して、社会の変革を進め、人間関係における問題解決を図り、人びとのエンパワーメントと解放を促していく。ソーシャルワークは、人間の行動と社会システムに関する理論を利用して、人びとがその環境と相互に影響し合う接点に介入する。人権と社会正義の原理は、ソーシャルワークの拠り所とする基盤である」（国際ソーシャルワーカー連盟〔IFSW〕の定義）としている。つまり、子ども家庭福祉の専門職であれば、子どもへの個別の支援のみならず、家庭や学校、地域へと働きかける社会変革の視点を有する職業であるといえる。

ソーシャルワーク専門職は、環境に応答性を高めるように働きかける。子ども家庭福祉でいえば、環境とは、学校、家庭、親戚、友人関係、近隣関係、経済状況、幼稚園時代など過去の経緯、など子どもに関わるすべてを指す。そして、働きかけとして、個別の困っていることへの取り組みというミクロレベル、たとえば校内システム構築というメゾレベル、たとえば市町村における子ども相談システム構築や市町村の教育・福祉協働システムづくりなど政策提言に関わるマクロレベルの3つのシステムサイズによるアプローチがある。ミクロの個別の事例のみに役立つだけでなく、多くの子どもの最善の利益につながることを検討し、マクロな政策が個々の子どもの生活改善、最善の利益に機能していくことを考える必要がある（図序-3）。

図序-3 ソーシャルワークの3つのシステムレベル



さらに、福祉の専門職として、経験に依拠するのではなく、科学的根拠に基づく実践を展開することが求められる。そのためには、背景に法律や理論的基盤である知識、社会福祉の価値、上記に示したようなさまざまなシステムレベルに介入できる技術を保持していることが重要である。

前述してきた現代状況に対応するには、子ども個人の問題として把握し変革を求めるだけでなく、地域を主体にしたコミュニティベースドアプローチや、家庭援助を中心にしたファミリーセンタードアプローチを視野に入れていかなければ、社会現象にまで発展している課題が本質的に改善をみることはないといえよう。

以下の章で述べていく子ども家庭の課題の詳細を、他人事ではなく自身のこととして引き寄せて、変革を担う1人として考え進

めていただくことを推奨したい。その第一歩は知ることである。

●引用文献●

- 赤尾清子・山野則子，2012「母親が子育てに行き詰まり脱出するプロセス——M-GTA による分析」『日本子ども家庭福祉学』12
- 原田正文・山野則子ほか，2004「児童虐待発生要因の構造分析と地域における効果的予防方法の開発」『平成 15 年度厚生科学研究（子ども家庭総合研究事業）報告書』
- 岡村重夫，1983『社会福祉原論』全国社会福祉協議会
- 小野田正利，2006『悲鳴をあげる学校』旬報社
- 志水宏吉，2005『学力を育てる』岩波書店
- 山野則子，2007「日本におけるスクールソーシャルワーク構築の課題——実証的データから福祉の固有性の探索」『学校ソーシャルワーク研究』創刊号
- 山野則子，2010「スクールソーシャルワークとは」『スクールソーシャルワーク実践活動事例集』文部科学省初等中等教育局児童生徒支援課
- 山野則子・田中淳子ほか，2013「M-GTA による『子育ての行き詰まりからの脱出』モデルの実践的活用」『社会問題研究』62

◆あ行

愛着 86, 95  
 アイデンティティ 136  
 アウトリーチ 9, 86, 254  
 赤ちゃんポスト →こうのとりのゆりかご  
 あしなが育英会 151  
 アスペ・エルデの会 106  
 アセスメント(事前評価) 9, 243, 253  
 アタッチメント 17, 28  
 アドボカシー 9, 27  
 アフターケア 223  
 アリエス, P. 16  
 安全 28  
 安全基地 95  
 家制度 19  
 育児・介護休業法 72  
 育児休業 74, 86  
 育児支援プログラム 87  
 育児不安 48, 232  
 いじめ 114, 115  
 いじめ防止対策推進法 59  
 医療型児童発達支援センター 202  
 医療費助成制度 87  
 インセンティブ 75  
 インフォーマルな資源 22, 23  
 ウェルビーイング 23, 27, 89, 110, 119  
 栄養士 222  
 エコシステム 31  
 えじそんくらぶ 106  
 SSN →スクーリング・サポート・ネットワーク整備事業  
 ADHD →注意欠陥/多動性障害  
 NICU(新生児集中治療室) 70

NPO 86, 106, 149, 158, 164  
 エバリュエーション(事後評価) 9  
 エリザベス・サンダースホーム 43  
 LD →学習障害  
 エレン・ケイ, K. S. 38  
 援助 89  
 エンゼルプラン →「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」  
 エンパワメント 9, 32  
 OECD(経済協力開発機構) 74, 80, 170  
 親イメージ 118  
 親子分離 113

◆か行

介護休暇 74  
 核家族 82  
 学習障害(LD) 193, 194  
 学童指導員 121, 124  
 家族 20  
 価値観 126  
 学校教育支援 185  
 学校支援地域本部事業 185, 252  
 学校保健法 201  
 葛藤 138, 257  
 家庭 20  
 家庭教育支援プログラム 252  
 家庭裁判所 218, 220, 244  
 家庭裁判所調査官 218  
 家庭支援専門相談員 220  
 家庭内暴力 140, 163  
 家庭の縮小 21  
 カリヨン子どもセンター 150  
 カルチュラル・コンピテンス 32

感覚刺激	92	合計特殊出生率	47, 174
環境	10	高校進学率	150
環境の中の人	31	高校生等奨学給付金制度	180
看護師	222	高校中退者	150
緘黙	96	工場法	37, 40
起業家	158	こうのとりのゆりかご(赤ちゃんポスト)	90
キー・コンピテンシー	164	広汎性発達障害	193, 210
基本的信頼	69	五感	92
虐待	5, 23, 26, 48, 77, 104, 140, 182, 197, 210, 223	国際ソーシャルワーカー連盟	10
虐待死	88	国連子どもの権利委員会	123
虐待相談対応件数	227	子育て応援券	87
虐待対応プログラム	246	子育てサークル	106
教育基本法	154	子育て支援	103
教育と福祉のコラボレーション	252	子育ての社会化	87
教育扶助	171	子育てひろば	87, 103
共感性	97, 112	子育て不安	3
共生	164	個体化	95
協調性	97, 112	ごっこ遊び	97
協働	6, 250, 257	子ども	16
共同親権	127	子ども家庭福祉	2
緊急介入	255	子ども手当	87
近代化	21	子どもの権利	17, 36
ぐ犯少年	210	子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)	19, 25, 38, 46, 59, 127
グループホーム	199	子どもの権利擁護	23, 27
グループワーク	223	子どもの最善の利益	81
ケアホーム	198	子どもの参加の権利	61
警察本部少年課少年サポートセンター	221	子どもの発見	37
ケース・マネジメント	24	子どもの貧困	124
血縁	76	子どもの貧困対策推進法	59, 177
ゲーム	121	子どもの養育環境	100
限界集落	154	子ども・若者育成支援推進法	176
健康で文化的な最低限度の生活	112, 170	子ども・若者支援地域協議会	252
健康保険法	72	子ども・若者自立支援法に基づく学習支援	184
憲法第25条	112	子ども・若者ビジョン	177
憲法第26条	172	コミュニティ	31, 103, 119
権利行使の主体としての子ども	25, 47	コミュニティセンターアドアプローチ	255

コミュニティデザイン 120  
 コミュニティベースドアプローチ 11  
 コミュニティワーク 9, 120, 256  
 コモンセンス・ペアレント 106, 246  
 コラボレーション 250, 257  
 孤立 6  
 「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」(エンゼルプラン) 47  
 「こんにちは赤ちゃん事業」→乳児家庭全戸訪問事業  
**◆ さ 行**  
 里親 60, 77, 124, 245  
 里帰り出産 85  
 産科医 86  
 参画 250  
 三間(空間, 時間, 仲間) 101  
 産後うつ(マタニティブルー) 77, 85  
 3歳児健康診査 96, 200  
 三者関係 94  
 産前家庭訪問 76  
 産前産後休暇 74, 86  
 三位一体の改革 171  
 自意識 132  
 ジェネラリスト 257  
 支援 88  
 ジェンダー 81  
 自己肯定感 69  
 自己効力感 82, 97, 223  
 自己主張期 95  
 自己像 113  
 事後評価 →エバリュエーション  
 自殺率 154  
 思春期 115, 130, 210  
 事前評価 →アセスメント  
 自然分娩 84  
 GDP 81  
 児童委員 241, 242  
 児童館 241

児童館ガイドライン 241  
 児童館職員 121  
 児童虐待の防止等に関する法律 46, 49, 226, 236, 241  
 児童憲章 38, 44  
 児童指導員 222, 240  
 児童自立支援施設 218, 234  
 児童自立支援専門員 220  
 児童心理司 238  
 児童生活支援員 220  
 児童相談所 77, 124, 202, 226, 236-38, 242, 246  
 児童相談所運営方針 242, 226  
 児童手当 87, 105  
 児童手当法 17  
 児童の権利に関する条約 →子どもの権利条約  
 児童買春, 児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律 17, 51  
 児童発達支援事業 203  
 児童発達支援センター 202  
 児童福祉司 238, 241, 247  
 児童福祉施設 58, 200  
 児童福祉審議会 244  
 児童福祉法 17, 43, 49, 62, 87, 122, 155, 218, 221, 226, 236-38, 242, 244  
 —の一部改正 199  
 児童扶養手当 184  
 児童ポルノ 51  
 児童養護施設 107, 124, 245  
 私物的わが子観 25  
 自閉症 151  
 社会支出 81  
 社会適応 96  
 社会的公正 80  
 社会的効率 80  
 社会的わが子観 25  
 社会の宝 93  
 社会福祉 2

社会福祉士	241, 257	少年補導（少年警察）協働員	220
社会福祉の専門性	9	職任分類	154
社会保障	101	触法少年	210
若年者雇用対策	155, 163	助産師	76, 86
若年妊娠	77	助産施設	77
自由遊び	97	女性健康支援センター	77
就学援助制度	5, 170	女性に対する暴力の撤廃に関する宣言	54
就学援助率	171	所定外労働の免除	74
就学支援金制度	150	ショートステイ →短期入所	
就学時健康診査	201	自立	112, 157, 158
就学前健診	206	自立援助ホーム	150
周産期	68	自立支援医療	201
周産期死亡率	73	自立支援プログラム	180
就職活動	162	シングルマザー	77
終身雇用制	157	親権	127
授業料無償化	150	親権喪失の宣告	244
シュタイナー学園	149	親権停止	244
出産給付金	87	人工妊娠中絶	70, 77, 88
主任児童委員	107, 124, 241	心身障害者扶養共済	206
ジュネーブ宣言	38	新生児訪問指導	86
準要保護者	170	親族里親	245
障害児支援	199	身体障害	192
障害児施設・事業	199	身体障害者手帳	204
障害児通所支援	199	身体的虐待	226, 230, 234
障害児等療育支援事業	205	身体的発達	92, 131
障害児入所支援	199	身体的変化	132
障害児福祉手当	205	心的外傷後ストレス障害 → PTSD	
障害児保育	200	心的葛藤	95
障害者自立支援法	198, 201, 204	信頼関係	136
障害者総合支援法	164, 198, 202, 204	心理指導担当職員	222
障害者の権利に関する条約	207	心理社会的発達	92, 157
障害受容	206	心理相談員	200
障害年金	156	心理的虐待	227
少子化	77, 101, 159	心理的発達	131
少子高齢化	47	心理的变化	132
情緒障害	210, 213	スクリーニング	104
情緒障害児短期治療施設	221, 245	スクリーニング・サポート・ネットワーク	
小児科医	86	整備事業（SSN）	56
少年院	220, 234	スクールカウンセラー	57, 147, 148,
少年法	19, 210, 217, 220		

- 185, 252  
 スクールソーシャルワーカー 147,  
 148, 254  
 スクールソーシャルワーカー活用事業  
 148, 241, 252  
 スクールソーシャルワーク 59, 185  
 スターペアレント 246  
 ストレス 80  
 ストレングス 117  
 生活 2  
 生活困窮者自立支援法 176  
 生活習慣 98, 113  
 生活保護受給率 170  
 生活保護自立支援プログラム 182,  
 252  
 生活保護制度 176  
 生活保護法 72  
 性教育 77  
 精子バンク 76  
 成人 19  
 精神科医 220  
 精神障害 192  
 精神障害者保健福祉手帳 204  
 性的虐待 226, 234  
 性的同一性 114  
 性的同一性の確立 96  
 世界人権宣言 38  
 世界保健機関 (WHO) 26  
 摂食障害 137  
 セーフティネット 176  
 0歳児保育 87  
 潜在・顕在ニーズ 107  
 先天異常 77  
 専門里親 245  
 専門職 7, 10, 250  
 早期教育 94  
 早期発見 88, 237, 241  
 相対的貧困率 5, 101, 105, 124, 170  
 ソーシャルスキルトレーニング 162,  
 163  
 ソーシャルワーカー 181  
 ソーシャルワーク 2, 120  
 卒乳 94  
 祖父母学級 76  
 ◆た 行  
 体外受精 76  
 待機児童 102  
 退行 96  
 胎児期 68  
 胎内環境 73  
 第二次性徴期 132  
 第二次反抗期 134, 135  
 代理母 76  
 第六次産業 158  
 高橋重宏 27  
 谷昌恒 141  
 WHO →世界保健機関  
 短期里親 245  
 短期入所 (ショートステイ) 204  
 男女雇用機会均等法 72  
 地域コミュニティ 69  
 地域の子育て支援 8  
 地域若者サポートステーション 163,  
 186  
 父親の育児参加 86  
 知的障害 192  
 知的発達 131  
 知的変化 133  
 注意欠陥／多動性障害 (ADHD)  
 193, 194  
 中3学習会 189  
 長時間保育 105  
 通過儀礼 141  
 通級指導 214  
 定時制高校 151  
 ティーンズミーティング 250  
 適応指導教室 222, 252, 254  
 適応能力 97  
 デート・レイブ 88

- 東京シューレ 149  
 当事者 8, 106, 250  
 当事者主体 32  
 当事者性 68  
 特定治療支援事業 76  
 特定妊婦 76  
 特別支援学級 197  
 特別支援学校 151, 156  
 特別支援教育 194, 214, 216  
 特別児童扶養手当 205  
 ドメスティック・バイオレンス 53, 227  
 ドロップアウト 143  
 トワイライトステイ →夜間一時保育
- ◆な 行
- 内 言 97  
 難 病 198  
 二者関係 94  
 ニーズ 2, 6, 26  
 ニーズアセスメント 223  
 ニート 155, 176  
 日本国憲法 43  
 乳児院 77, 90, 107  
 乳児家庭全戸訪問事業（「こんにちは赤ちゃん事業」） 87, 242, 247  
 乳幼児医療費無償化 104  
 乳幼児健康診査 104, 200  
 乳幼児と中・高校生のふれあい事業 90  
 認定こども園 103, 251  
 妊婦健康診査 74  
 ネグレクト 23, 26, 227, 236  
 ノーバディーズ・パーフェクト・プログラム 106, 246
- ◆は 行
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 55  
 ハイリスク家庭 78
- ハザード 73, 97  
 バージニア権利憲章 36  
 パーソナル・サポート・サービス 176  
 発達障害 193, 194, 223  
 発達障害者支援法 194, 197, 217, 219  
 発達段階 99  
 母親学級・両親学級 76  
 母親役割 84  
 パーマネンシー 28  
 パラサイトシングル 155  
 パレンス・パトリエ 37, 42  
 ハローワーク 163  
 犯罪少年 210  
 ヒアバイライト 62  
 ひきこもり 137, 140, 155, 163, 176  
 非 行 5, 55, 137, 182, 210, 234  
 非正規雇用 157  
 PTSD（心的外傷後ストレス障害） 210  
 人見知り 83  
 ひとり親世帯 51, 105, 174  
 病児保育 88, 105  
 標準家庭 22  
 貧困学習会 188  
 ファミリー・グループ・カンファレンス 33  
 ファミリーサポート 103  
 ファミリーセンタードアプローチ 11, 255  
 ファミリーソーシャルワーカー 124  
 フォーマル（公的）な社会サービス 23  
 福祉事務所 77, 242  
 父子世帯（父子家庭） 51, 105  
 婦人相談所 77  
 婦人保護施設 77  
 ブックスタート 189  
 不適切な養育 →マルトリートメント  
 不登校 55, 137, 176, 182, 210, 213, 222,

- 234
- 不妊治療 76
- フランス人権宣言 36
- プランニング 9, 243
- フリースクール 149, 222
- フリーター 155, 173
- プレイワーカー 121
- プレイワーク 120
- プレーパーク 120
- 文化的多様性 32
- 保育サービス 105
- 保育士 86, 200, 207, 222, 238
- 保育所 103, 203
- 保育所等訪問支援 205, 206
- 保育所保育指針 207
- 放課後子ども教室推進事業 122
- 放課後子どもプラン 122
- 放課後児童クラブ 121, 123
- 放課後児童健全育成事業 122
- 放課後デイサービス 204
- 保健師 76, 86
- 保健所・保健センター 77, 202
- 保護観察官 220
- 保護司 220
- 保護処分 218, 220
- 母子及び寡婦福祉法 19
- 母子健康手帳 73, 104
- 母子自立支援プログラム 184, 252
- 母子生活支援施設 77
- 母子世帯（母子家庭） 51, 105, 174
- 母子保健法 72, 75, 86, 201
- ホスピタルクラウン 107
- ホスピタルプレイセラピスト 107
- 母体保護法 70, 88
- ホームスタート 87
- ホームヘルプ 204
- ホール, G. S. 134
- ◆ま 行
- マイ・ツリー・ペアレンツ・プログラム 106, 246
- マイノリティ 125
- マクドナルドハウス 107
- マグナ・カルタ 36
- マクロ 10, 255
- マクロな社会環境 118
- マタニティブルー →産後うつ
- マノーニ, M. 141
- マルチリートメント（不適切な養育）  
116, 227, 233
- ミクロ 10, 255
- ミクロな環境 118
- 未熟児 70, 77, 201
- 未熟児養育医療 201
- 未成年後見制度 245
- 未成年後見人 224
- 見立て遊び 97
- 民生委員 124, 163
- 民生・児童委員 107
- 無利子奨学金制度 180
- メゾ 10, 255
- メディア 121
- メディア・リテラシー 125
- メディカルソーシャルワーカー 106,  
163
- 沐浴指導 76
- モデリング 97
- モデル 98
- モニタリング 9
- モラトリアム期 157
- モンスターペアレント 126
- 問題行動 6
- ◆や 行
- 夜間一時保育（トワイライトステイ）  
105, 125
- 夜間高校 151
- ユースサービス 143
- ユースワーカー 143, 144, 164
- ユニバーサルデザイン 81

養育里親 245  
養護教諭 147  
擁護者（アドボケート） 118  
養子縁組 77  
幼稚園 103  
幼稚園教育要領 207  
幼稚園教諭 207  
幼保一元化 251  
要保護児童 242  
要保護児童対策地域協議会（要対協）  
51, 188, 237, 238, 242, 246, 252  
予 防 73, 88, 237, 247  
予防接種 87  
予防的介入 255  
予防的支援 73

#### ◆ら 行

ライフイベント 80, 85  
ライフサイクル 80  
ライフステージ 29

リアリティショック 162  
離 婚 105, 118, 127, 174  
離職率 172  
リスク 97  
リスクアセスメント 243  
リスク因子 89  
立法権 72  
療 育 202  
療育訓練 202  
療育手帳 204  
臨検・搜索 242, 243  
臨床心理士 148, 149, 222  
ルソー, J.-J. 17, 37  
レジリエンス 117  
連 携 257  
労働基準法 72

#### ◆わ 行

ワークライフバランス 81, 103  
ワンストップサービス 176

● 編者紹介

山野則子（やまの のりこ）

大阪府立大学地域保健学域教育福祉学類教授

武田信子（たけだ のぶこ）

武蔵大学人文学部教授

こども家庭福祉の世界  
*Introduction to Social Welfare  
Policy and Program for Children  
and Families*



有斐閣アルマ

2015年4月30日 初版第1刷発行

編者 山野則子  
武田信子  
発行者 江草貞治  
発行者 株式会社 有斐閣

郵便番号 101-0051  
東京都千代田区神田神保町2-17  
電話 (03)3264-1315〔編集〕  
(03)3265-6811〔営業〕  
<http://www.yuhikaku.co.jp/>

印刷・株式会社理想社／製本・複製本印刷株式会社  
© 2015, Noriko Yamano, Nobuko Takeda. Printed in Japan  
落丁・乱丁本はお取替えいたします。

★定価はカバーに表示してあります。

ISBN 978-4-641-22026-3

**JCOPY** 本書の無断複写（コピー）は、著作権法上での例外を除き、禁じられています。複写される場合は、そのつど事前に、（社）出版者著作権管理機構（電話03-3513-6969, FAX03-3513-6979, e-mail:info@jcopy.or.jp）の許諾を得てください。